

魚津市告示第12号

魚津市消防団運営交付金交付要綱の一部改正について
魚津市消防団運営交付金交付要綱（平成25年魚津市告示第27号）の一部を
次のように改正する。

令和5年3月10日

魚津市長 村椿 晃

第1条中「及び消防車両並びに消防機械器具の維持管理業務」を「、消防
車両及び消防機械器具の維持管理業務並びに団員に対する福利厚生業務」に
改める。

第3条第1項を次のように改める。

市長は、次の表のとおり分団等に交付金を交付する。

区分	金額	内訳
分団均等額	30,000円	団本部又は各分団当たり
団員数割	1,000円	事業年度の4月1日現在の団本部又は各分団に所属する消防団員（休団中の者を除く。）1人当たり
富山県消防協会魚津支部分担金	1,200円	事業年度の4月1日現在の団本部又は各分団に所属する消防団員（休団中の者を除く。）1人当たり

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。